

## 業務仕様書

本業務は、周南市徳山モーターポート競走場（以下「競走場」という。）における競走運営に必要な映像及び音声等に係る設備機器の運行操作及び管理業務等を行うものである。

なお、本業務の契約書に示された事項以外は、この仕様書によるもののほか、関係法令等を遵守のうえ履行するものとする。

- 1 件名 競走場映像設備機器等管理業務
- 2 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで (36 箇月)
- 3 履行場所 周南市大字栗屋 1033 番地  
※履行対象外の箇所については、「(別紙 1) 競走場映像設備機器等管理業務の履行場所 (対象範囲)」を参照すること。
- 4 契約方法 総額契約とする。  
入札においては、全期間の総額（税抜額）を記載すること。
- 5 委託料の支払方法・計算方法
  - (1) 委託料の支払は、契約総額を履行期間の月数で平準化し、毎月末日締め翌月払いとする。
  - (2) レースの開催日数が本仕様書に示す想定日数から変動したときは、必要に応じて実績に応じた委託料の見直しをするものとする。
  - (3) 発注者が本仕様書に定めのない形態での勤務を指示する必要が生じたときは、発注者、受注者双方の協議のうえ決定することとし、このために追加の費用が発生する場合は、原則として発注者がその費用を負担する。
- 6 用語の定義  
本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 主催レース日とは、周南市が競走場の競走水面を使用して開催するレース日のことをいう。
  - (2) モーニングレース日とは、午前 10 時より前に第 1 レースの発売を開始する主催レース日のことをいう。
  - (3) デイレース日とは、午前 10 時以降に第 1 レースの発売を開始し、午後 4 時 54 分以前に第 12 レースの払戻確定を行う主催レース日のことをいう。
  - (4) 前検日とは、主催レース初日の前日のことをいう。
  - (5) 後検日とは、主催レース終了日の翌日のことをいう。
  - (6) 場間場外発売日とは、主催レース日以外の日に、中央スタンド、西スタンド及び東スタンドのいずれかを開場して、他場で開催されているレースを発売する日のことをいう。
  - (7) 設備機器とは、履行場所において発注者が設置する実況カメラシステム、映像システム、放送放映設備機器、場内カメラ設備機器、通信設備機器及び仮設設備機器のことをいい、その詳細は次のとおりである。
    - ① 実況カメラシステムとは、リモートコントロールカメラ、カメラコントロールユニット（ベースステーション）、オペレートパネル、カメラハウジング、旋回台、サーボアンプユニット、カメラ操作パネル、ズームレンズ、旋回台一体型カメラ、旋回台一体カメラコントローラ、カメラシステム用 UPS 及びこれらに関連する設備機器をいう。
    - ② 映像システムとは、総務台棟にある映像 TV 室及びラック室の映像放送設備機器、VTR 設備機器、制御コンピュータ設備機器及び映像作成とその配信に係る設備機器をいう。
    - ③ 放送放映設備機器とは、総務台棟以外にある常設モニター、中央スタンドのステージ映像設備機器及び音響設備機器のことをいう。
    - ④ 場内カメラ設備機器とは、実況カメラ以外のカメラ及びそのシステムをいう。

- ⑤ 通信設備機器とは、競走場内のインターネット、Wi-Fi アクセスポイント及びその関連設備機器のことをいう。
  - ⑥ 仮設設備機器とは、仮設用音響設備機器及び仮設用モニターのことをいう。
- (8) 従事者とは、本業務に従事する主任技術者、業務技術者及び補助技術者のことをいう。
- (9) 主任技術者とは、大学、短大、高専、専門学校又は高等学校において電気、電子、機械、情報等の学科を修了し、公営競技の映像作成の実務経験を5年以上有する者のことをいう。
- (10) 業務技術者とは、大学、短大、高専、専門学校又は高等学校において電気、電子、機械、情報等の学科を修了し、公営競技の映像作成の実務経験を3年以上有する者のことをいう。
- (11) 補助技術者とは、大学、短大、高専、専門学校又は高等学校において電気、電子、機械、情報等の学科を修了した者又は同等の知識、経験及び技能を有する者のことをいう。
- (12) 備消品とは、当該業務を行うにあたっての清掃用具、作業用具、安全用具、一般的の工具及び備品等をいう。

## 7 従事者について

### (1) 業務の責任者の選任

受注者は、従事者全体を統括するため、主任技術者または業務技術者の中から業務全般に精通し、技術、人格ともに優秀な者を業務責任者として選任し、発注者に届け出なければならぬ。

### (2) 業務の区分、時間、人数及び予定数量等

「別紙2 競走場映像設備機器等管理業務の区分、時間、人数及び予定数量」に掲げるとおりとする。

なお、発注者が競走場の運営にあたり、別紙2に記載の無い形態で設備機器の運行操作等を要する事由が生じたことにより、受注者に別途勤務を求めた場合は、これに対応すること。このために追加で生じる費用があるときは、本仕様書の5の(3)の規定により取り扱うものとする。

### (3) 従事者の心得

① 高性能かつ複雑化した設備機器を取り扱うため、各設備機器の構成と内容を熟知し、常に設備機器を最善の状態で作動させ、特に故障発生以前の事故防止管理に心掛けのこと。

万一、障害が発生したときは、迅速に適切な措置を講ずることができるよう平時からその研修に努め、業務責任者以下全員の心掛けとすること。

② 勤務中は、不特定多数の来場者がある施設であることを十分認識し、来場者の有無にかかわらず、常に不快、不審の念を抱かせないよう、言動、服装に留意のうえ従事すること。

③ 勤務中やむを得ず外出するときは、必ず発注者の許可を受けること。

## 8 業務の内容

### (1) 実況カメラシステム及び映像システムの運行操作業務

- ① レース映像を撮影・編集・録画すること。
- ② 競走場に必要な映像を作成・録画すること。
- ③ 競走場に必要な映像を放送・放映すること。

### (2) 設備機器の管理業務

- ① 実況用カメラシステムについて、前検日、主催レース日及び後検日に各設備機器が正常に作動しているか目視確認及び簡易動作確認をすること。
- ② 映像システムについて、前検日、主催レース日、場間場外発売日の前日、場間場外発売日及び後検日に各設備機器が正常に作動しているか目視確認及び簡易動作確認をすること。
- ③ 放送放映設備機器のうち、ステージ映像設備機器及び音響設備機器については、運用日の前日又は当日に調整・簡易動作確認を行うこと。
- ④ 放映放送設備機器のうち、常設モニターについては、前検日及び後検日に目視確認を行うこと。また、チャンネル設定を行うこと。
- ⑤ 上記①～④以外の設備機器については、来場者から不具合の報告があった場合に点検監視を行うこと。

- ⑥ 必要に応じて設備機器の測定を行い、異常の予防措置を講ずること。
- ⑦ 汚れが目立つ設備機器については、塵芥除去及び清掃を行うこと。
- ⑧ バックアップ設備機器及びその他関連部品を管理すること。

(3) 設備機器の交換、補修及び復旧等に関する業務

- ① 設備機器の性能維持のため、軽微な補修及び部品交換を行うこと。
- ② 設備機器の異常を発注者に報告すること。
- ③ 設備機器に異常が生じたときに速やかに復旧すること。
- ④ 設備機器の異常に対し復旧が不能であった場合及び再発が予想される場合には、設備機器の納入事業者に連絡するとともに、発注者に報告すること。
- ⑤ 設備機器の異常に対して設備機器の納入事業者から指示があった場合は、その指示に従つた対応を行うこと。
- ⑥ 設備機器の異常に対し発注者が保有する予備品で対応が可能な場合には、設備機器の交換を行うこと。
- ⑦ 必要に応じ、異常又は不要となった設備機器等を撤去すること。

(4) 実況カメラ点検整備業務

- ① 詳細動作確認、設備機器清掃及び部品交換などの簡易メンテナンスを行うこと。  
なお、当該業務の対象となる設備機器とその数量及び回数等については、「(別紙3) 実況カメラ点検整備業務の内容」に掲げるとおりとする。
- ② 別紙3の設備機器に更新があった場合は、更新後の設備機器を当該業務の対象とする。

(5) 仮設設備機器の設置業務

- ① 仮設設備機器の設置と運用をすること。

(6) 緊急対応訓練業務

- ① 全国のボートレース場及びボートレースチケットショップを結ぶシステムネットワークの緊急対応訓練が実施される場合は、これに対応すること。

(7) 書類の作成業務

- ① 月毎に従事者の勤務スケジュールを提出すること。
- ② 業務を実施した日毎に業務日誌を作成し、翌日午前9時までに提出すること。
- ③ 緊急を要する修繕、改善事項等がある場合は、直ちにその内容を発注者に報告するとともに、報告書を作成すること。
- ④ 月毎に業務報告書を提出すること。
- ⑤ 各年度の業務が完了したときは、年間の業務報告書を提出すること。
- ⑥ その他、発注者が必要に応じて報告を求めたときは、都度書面により提出すること。

9 経費の負担

(1) 発注者が負担する経費

- ① 光熱水費及び既設の固定電話料金
- ② 倉庫
- ③ 受注者が利用するインターネット通信の配管

(2) 受注者が負担する経費

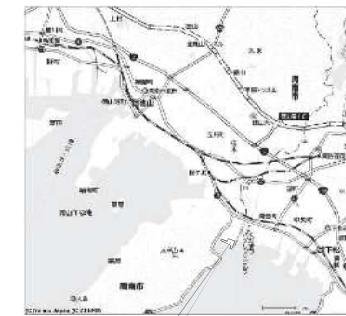
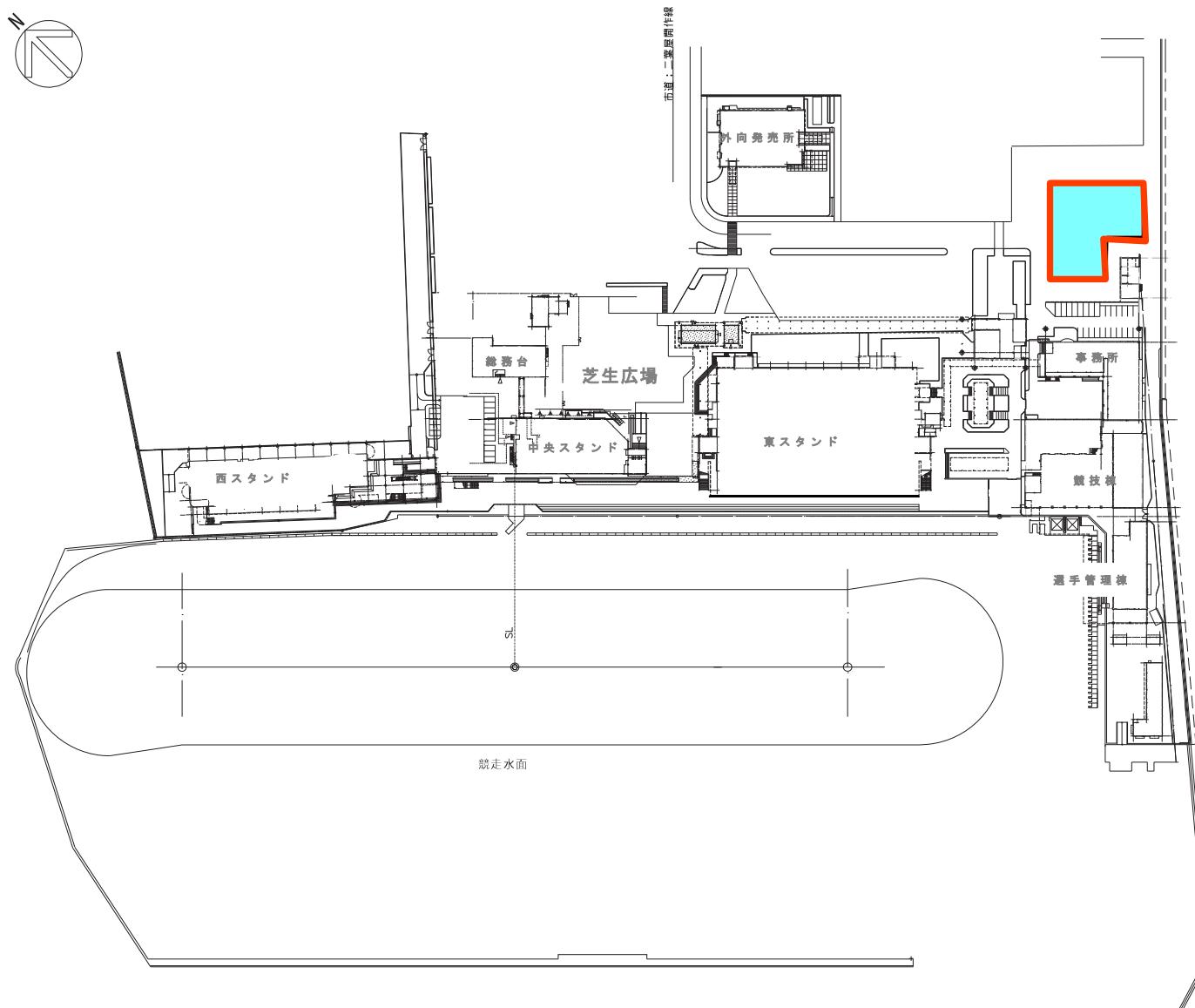
- ① 従事者の制服等
- ② 備品、測定機器類、事務用品（パソコン・プリンタ含む）及びインターネット通信費
- ③ その他、受注者の負担に帰すべき経費

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、当該業務に付随する事項については契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (2) 受注者は、本業務を受託したときは遅滞なく本業務に係る従事者の名簿を発注者に提出すること。履行期間内において従事者を変更するときも同様とする。  
なお、従事者の中に各種免許・資格を有する者があるときは、それを証する免許証、免状等の写しを添えて提出すること。

- (3) 受注者が、本業務の履行の過程で知り得た発注者、来場者や施設に関する情報や事柄は、施設の内外を問わず守秘すること。
- これは、本業務の履行を完了した後においても同様とする。
- (4) 従事者の制服等の被服については、事前に発注者の承認を得ること。
- (5) ボートレース事業の開催日程上、土曜、日祝日等の休日においても勤務を要することが多いため、レース非開催日を重点的に従事者の休日に充てるなど、業務シフトを柔軟に編成することができる体制とすること。
- (6) 受注者は、発注者が本業務に関し報告を求めたときは、直ちにこれに対応すること。
- 発注者が指示した事項についても同様とする。
- (7) 設備機器の補修、部品交換調整の要否などに関する一般的判断については、原則として発注者が行うが、受注者においても発注者の判断に対し、必要な助言を行うこと。
- なお、発注者が最終的な判断、指示をしたときは、これに従うこと。
- (8) 設備機器及びその関連機器類の増減、入替等についても、本業務の範囲内で対応すること。
- (9) 受注者は、設備機器等の保守管理上必要な原材料、補修部品について、発注者に対し名称、数量、仕様、用途、納期等を明らかにして請求することができる。
- (10) 受注者は、発注者との通信手段の確保のために必要なインターネット環境を、受注者の負担により整備すること。
- (11) 受注者は、委託期間中に本業務の引継書等を作成し、委託期間終了後に発注者へ提出するとともに、本業務を次に受注した者への引継業務を遅滞なく行うこと。
- (12) 受注者は、従事者が使用する居室、倉庫、トイレ等の発注者が所有する施設について、衛生的かつ丁寧に扱わなければならない。
- (13) 別紙2に掲げる本業務の予定数量は、発注者及び他のボートレース場の営業日程の調整等の事由により変更されることがある。
- この場合、受注者は変更後の日程に従うこと。
- (14) 設備機器等において障害が発生し、受注者による一時復旧対応や設備機器納入業者からの指示に従った対応を行ってもなお復旧ができない場合及び軽微の補修をしても機能回復が見込めない場合の設備機器等の修繕又は交換に要する費用は、発注者が負担する。
- (15) 本業務の受注者は、公営競技（競馬、競輪、ボートレース又はオートレース）の施行者が発注した映像放送放映設備機器等の管理業務（映像の編集、実況用カメラの操作及び放送設備管理等の業務をいう。）を元請けで行った実績を有し、公営競技において同種の業務の実務経験を有する者を場内に配置できる者であること。
- (16) 本仕様書に定めの無い事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じたときは、発注者、受注者双方協議のうえ決定する。

## 競走場映像設備機器等管理業務の履行場所（対象範囲）



山口県周南市大字栗屋字二葉開作1033

業務対象外施設

(A1→A3 = 50%縮小)

年度

工事名稱

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| ..... | ..... | ..... |
| ..... | ..... | ..... |

(別紙2) 競走場映像設備機器等管理業務の区分、時間、人数及び予定数量

| 区分                      | 時間                   | 人数 | 人員構成内訳 |       |       | 1年間の予定数量 | 3年間の予定数量 |
|-------------------------|----------------------|----|--------|-------|-------|----------|----------|
|                         |                      |    | 主任技術者  | 業務技術者 | 補助技術者 |          |          |
| ① 主催レース日<br>(モーニングレース日) | ① 7:00~15:30         | 4人 |        | 2人    | 2人    | 186 日    | 558 日    |
|                         | ② 7:00~17:00         | 3人 | 1人     |       | 2人    |          |          |
| ② 主催レース日 (デイレース日)       | ① 8:30~17:00         | 7人 | 1人     | 2人    | 4人    | 12 日     | 36 日     |
| ③ 前検日                   | ① 8:30~17:00         | 4人 | 1人     | 1人    | 2人    | 30 日     | 90 日     |
| ④ 前検日と場間場外発売日の重複日       | ① 8:30~17:00         | 4人 | 1人     | 1人    | 2人    | 5 日      | 15 日     |
| ⑤ 後検日                   | ① 8:30~12:00         | 2人 |        | 1人    | 1人    | 30 日     | 90 日     |
| ⑥ 後検日と場間場外発売日の重複日       | ① 8:30~17:00         | 3人 |        | 2人    | 1人    | 5 日      | 15 日     |
| ⑦ 前検日と後検日の重複日           | ① 8:30~17:00         | 4人 | 1人     | 1人    | 2人    | 1 日      | 3 日      |
| ⑧ 場間場外発売日               | ① 8:30~17:00         | 3人 |        | 2人    | 1人    | 20 日     | 60 日     |
| ⑨ 場間場外発売日の前日            | ① 8:30~17:00         | 2人 |        | 1人    | 1人    | 10 日     | 30 日     |
| ⑩ 緊急対応訓練業務              | ① 1日 (3時間)           | 2人 |        | 1人    | 1人    | 2 回      | 6 回      |
| ⑪ 実況カメラ点検整備業務           | 業務実施に必要な時間・人員数 (別紙3) |    |        |       |       | 2 回      | 6 回      |

(別紙3) 実況カメラ点検整備業務の内容 【業務仕様書8(4)関係】

※「(別紙2)競走場映像設備機器等管理業務の区分、時間、人数及び予定数量」の「⑪実況カメラ点検整備業務」の明細

| 点 検 設 備                | 数 量 | 実施回数  | 点 検 要 領   |
|------------------------|-----|-------|---|
| ① 中央スタンドカメラ            | 2 台 |       | イ 実施日は発注者と協議して決定する。   |
| ② 西スタンドカメラ             | 2 台 |       | ロ 機器の性能維持のため、点検、測定、分解、清掃及び調整を行う。                                  |
| ③ 東スタンドカメラ             | 2 台 |       |   |
| ④ カメラコントロールユニット        | 6 台 |       | ハ 点検において部品の取替が必要な場合は、事前に発注者と協議すること。                               |
| ⑤ オペレートパネル             | 6 台 |       |   |
| ⑥ カメラハウジング             | 6 台 |       | 二 交換部品については、発注者の購入したものを使用すること。                                    |
| ⑦ 旋回台                  | 6 台 | 年 2 回 | ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。  |
| ⑧ サーボアンプユニット           | 6 台 |       |   |
| ⑨ カメラ操作パネル             | 4 台 |       | ホ 精密機器のため、取扱いに十分な注意を払うこと。また、不注意により破損が生じた場合は、発注者の査定する損害賠償額を負担すること。 |
| ⑩ ズームレンズ               | 6 本 |       |   |
| ⑪ 旋回台一体カメラ             | 1 台 |       |   |
| ⑫ 旋回台一体カメラ用システムコントローラー | 1 台 |       |   |
| ⑬ 中央スタンドカメラシステム用UPS    | 1 台 |       |   |
| ⑭ その他(モニター、測定器等)       | 1 式 |       |   |